

人 1 第 4 8 8 7 号
1 8 . 5 . 2 3
一部改正 防人計第 3 5 4 号
1 9 . 1 . 9
防人計第 8 4 4 4 号
1 9 . 8 . 3 1
防人計第 1 5 2 8 2 号
2 7 . 1 0 . 1

長官官房長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長 殿
技術研究本部長
契約本部長
防衛施設庁長官

人事教育局長

「服務の宣誓文」の確認について（通知）

標記について、下記のとおり定められたので通知する。

記

- 1 隊員（自衛隊法施行規則（昭和 2 9 年総理府令第 4 0 号）第 3 9 条に規定する隊員をいう。次項において同じ。）は、原則として、隊員の任免等の人事管理の一般的基準に関する訓令（昭和 3 7 年防衛庁訓令第 6 6 号）第 3 条に規定する昇任、降任、異任、転任、転官、兼任、併任、補職、兼補又は補職替えの発令を受ける際には、自衛隊法施行規則第 3 9 条に規定する服務の宣誓文を確認するものとする。
- 2 大臣官房長、防衛省本省の施設等機関の長、各幕僚長、情報本部長、防衛監察監、各地方防衛局長及び防衛装備庁長官は、あらかじめ隊員が服務の宣誓文の確認を実施するために必要な措置を講ずるものとする。